

平成30年度から

介護保険制度が改正されました

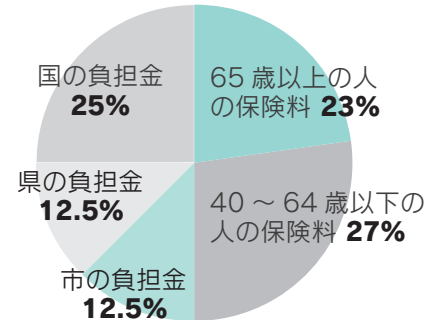
介護保険制度とは介護が必要になった人を社会全体で支えていく仕組みです。平成30年度の制度改正の内容についてお知らせします。

◎問い合わせ先 高齢福祉課 (☎ 82-1172)

4月から 第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料が変わりました

第1号被保険者の保険料は3年ごとに改定され、このたび改定される保険料は平成30年度から32年度までの保険料です。高齢化の進行に伴い、平成30年度からの第1号被保険者の負担割合は22%から23%に上がり、保険料が変わりました。保険料額は、下表をご確認ください。

《介護給付費の負担割合》



◎65歳以上の介護保険料 (表中の□が基準額：5,400円から5,500円に変更)

該当者		平成30～32年度保険料(月額)	
生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者		基準額×0.45	2,475円
世帯全員が市民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.7	3,850円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	基準額×0.75	4,125円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額×0.9	4,950円
世帯内に市民税課税者がいる	本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額	5,500円
	本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額×1.1	6,050円
本人が市民税課税者	合計所得金額が125万円未満	基準額×1.25	6,875円
	合計所得金額が125万円以上190万円未満	基準額×1.5	8,250円
	合計所得金額が190万円以上450万円未満	基準額×1.75	9,625円
	合計所得金額が450万円以上700万円未満	基準額×2.0	11,000円
	合計所得金額が700万円以上1,000万円未満	基準額×2.25	12,375円
	合計所得金額が1,000万円以上		

8月から 利用者の負担割合が変わります

◎所得が一定以上ある人の負担割合が3割になります

本人の合計所得金額が220万円以上の人

※ただし、下記の場合は負担割合が1割または2割になります。

- ・同一世帯に65歳以上の人1人で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が340万円未満の人
- ・同一世帯に65歳以上の人2人以上で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が463万円未満の人

要介護、要支援、総合事業対象者の認定を受けた人全員に、負担割合が記載された「介護保険負担割合証」を7月中旬に送付しますので、同証でご自身の負担割合を確認してください。

